

会計年度任用職員の募集要項（雛形）

【パートタイム会計年度任用職員】

職種/募集人数	家庭児童相談員 / 1 人
職務内容	18 歳未満の児童及び家庭の相談に関する事務・訪問・窓口業務、パソコン入力作業
任用期間	任用日～令和 8 年 3 月 31 日
試用期間	あり ※任用 1 箇月は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
受験資格	① 社会福祉士・精神保健福祉士・教員 ② 公認心理士・臨床心理士 ③ 看護師・助産師・保健師
勤務日	月曜日～金曜日（週 3 日）
勤務時間	9 時～17 時 30 分（休憩時間 45 分）
勤務場所	門真市役所 こども家庭センター 家庭児童相談グループ
報酬等	① 時給 1,518 円 ② 時給 1,691 円 ③ 時給 1,762～1,820 円 費用弁償（交通費）、期末手当、勤勉手当（※支給には一定の条件を満たす必要があります。）
休暇	年次有給休暇、特別休暇等 ※任用期間によります。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
社会保険 ※加入には要件があります。	健康保険・厚生年金・雇用保険
兼業	原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業について報告する必要があります。

・地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する者は受験することができません。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 門真市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者